

公認審判員規程

(2019年3月14日改正) ||

第1条
第2条
第3条
第4条

公認審判員規程

任 務

第1条 公認審判員は、国際陸上競技連盟ならびに日本陸上競技連盟（以下本連盟という）の競技規則により、本連盟または加盟団体が主催、共催あるいは所管する競技会の審判をすることを任務とする。

資 格

第2条 公認審判員は、加盟団体の登録会員でなければならない。
加盟団体の登録会員で18歳（3月末日を基準とする）に達した者は、公認審判員となり得る資格を有する。

種 別

第3条 公認審判員は、S級、A級、B級とする。

1. S級公認審判員
永年にわたって審判活動に精励し、熟練した審判技術と知識を有する者。
2. A級公認審判員
数多くの審判活動を通して、より高い審判技術と知識を身につけた者。
3. B級公認審判員
審判講習会を受講し、公認審判員として必要な技術と知識を身につけた者。

推薦と昇格

第4条 A級公認審判員で満10年を経過し、55歳（3月末を基準とする）に達した者はS級公認審判員となりうる資格を有する。毎年、加盟団体から推薦された者について、競技運営委員会で審査の上認定し本連盟がこれを委嘱する。 ||

加盟団体からの本連盟へのS級公認審判員の推薦期限は12月末日とする。

B級公認審判員で原則として満10年を経過した者はA級公認審判員となり得る資格を有する。

A級、B級公認審判員は、加盟団体が審査し、本連盟がこれを委嘱する。

加盟団体は毎年4月末日までに本連盟に対し当年4月1日現在の関係公認審判員数を報告しなければならない。

日本学生陸上競技連合に登録する学生については、申請に基づき本連盟がB級公認審判員に委嘱することができる。

解任と復権

第5条 公認審判員は、次の1、2項のいずれかに該当するときは、自動的にその任を解かれる。

1. 登録会員でなくなったとき。ただし、特別の事情によって、一時的に登録会員でなくなっても、その特別な事情が解消し再び登録会員となったときには、以前の資格を回復する。
2. 競技会の審判を委嘱されたにもかかわらず、1年以上特別の理由なくその任にあたらなとき。
3. 前1、2項により解任された者で復権を希望する者に対しては、申請に基づきS級公認審判員は本連盟競技運営委員会審判部が審査し、本連盟がこれを委嘱する。またA級およびB級公認審判員については加盟団体が審査し、本連盟がこれを委嘱する。

審判員の証明

第6条 公認審判員は、本連盟が定める公認審判員手帳を所持し、公認審判員証（カード）およびバッジを着用して競技会の審判にあたるものとする。

競技会の構成

第7条 本連盟および加盟団体の主催、共催あるいは主管する競技会の審判は、補助員を除きすべて公認審判員をもって構成する。

公認審判員の処分

第8条 公認審判員として登録会員規程第2条に抵触した者は同規程第17条により登録会員処分規程に定められた処分の対象となる。

付 則

第9条 公認審判員推薦手続き、公認審判員の取り扱い等については別に定める。